

令和6年4月8日

保 護 者 様

播磨高原広域事務組合立
播磨高原東中学校長 細川 政幸

「特別警報」及び「警報」発表時の登校について

みだしの件につきまして、下記の通りとさせていただきます。生徒の安全確保のため、ご理解・ご協力くださいますようよろしくお願ひいたします。

記

1 臨時休業

- (1) 午前7時の時点で、「たつの市」と「上郡町」の両方、またはどちらか一方に「大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪」の「特別警報」または「警報」（以下警報）が発表されているときは、臨時休業とする。
- (2) 午前7時以降、8時30分までに「警報」が発表された場合も、臨時休業とする。

※ 警報に関する情報は、デジタルTVのデータ放送やインターネットの気象庁のホームページ等で市町別の情報を確認して下さい。

2 登校途中、又は登校済みのときに「警報」が発表された場合 生徒の安全確保を最優先に適切に対応する。

3 午前8時30分以降、「警報」が発表された場合 通学路の安全等を確かめてから下校させる等の対応をする。生徒の安全確保を最優先に適切に対応する。その際は一斉メール（スクリレ）を使用して各家庭に連絡する。

4 「警報」が発表されていなくても、登校時の安全等に問題があると判断したときは、別に連絡をするのでその指示に従う。

5 給食について

*午前7時の時点で、たつの市に「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」の「警報」が発表されているときは、その日の学校給食は中止とする。

*午前7時の時点で、警報が発表されていないが、午前8時30分までにたつの市に警報が発表された場合は、その日の学校給食は中止とする。

*午前8時30分以降に警報が発表された場合は、学校給食の中止の判断は学校がする。給食を中止する場合は、午前中授業とし、午後は休業とする。